

令和7年第1回港区議会定例会 追加提出案件

港 区

令和7年第1回港区議会定例会追加提出案件一覧

追加議案1件

議案第43号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和7年第1回港区議会定例会追加提出案件（概要）

議案第43号

【保健福祉支援部国保年金課】

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするものです。

【条例改正の背景】

特別区の国民健康保険料は一部の区を除き、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう統一保険料方式をとっており、港区もこの方式で保険料率を定めています。

令和7年2月17日開催の特別区長会総会において了承された令和7年度の保険料率について、港区国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申を受けたことを踏まえ、保険料率等を改定します。

【条例改正の内容】

①保険料率を次のとおり変更します。

現 行		改正案		増 減
・ 所得割		・ 所得割		
（医療分）	100 分の 8.69	（医療分）	100 分の 7.71	△0.98
（後期高齢者支援金分）	100 分の 2.80	（後期高齢者支援金分）	100 分の 2.69	△0.11
（介護分）	100 分の 2.36	（介護分）	100 分の 2.25	△0.11
・ 均等割		・ 均等割		
（医療分）	4 万 9,100 円	（医療分）	4 万 7,300 円	△1,800 円
（後期高齢者支援金分）	1 万 6,500 円	（後期高齢者支援金分）	1 万 6,800 円	300 円
（介護分）	1 万 6,500 円	（介護分）	1 万 6,600 円	100 円

②被保険者均等割額の5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

③保険料の賦課限度額を引き上げます。

現 行		改正案		増 減
（医療分）	65 万円	（医療分）	66 万円	1 万円
（後期高齢者支援金分）	24 万円	（後期高齢者支援金分）	26 万円	2 万円

【施行期日】

令和7年4月1日